

◆ 令和4年度事業計画書 ◆

◇◆目次◆◇

事業実施計画

1. 事業の目的
2. 基本方針
3. 事業所の所在地
4. 職員体制
5. 職員の資質向上
6. 利用者に関して
7. 居宅介護支援の業務
8. 苦情処理
9. 事業の実施地域
10. 介護報酬

社会福祉法人 はばたきの里

はばたきの里居宅介護支援事業所

〒733-0815 広島市西区己斐上六丁目939-1

TEL (082) 507 - 5866

FAX (082) 275 - 0093

はばたきの里居宅介護支援事業所事業計画書

1. 事業の目的

居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援事業を提供する事を目的とする。

2. 基本方針

事業運営を行うに当たり以下の方針に基づき、常に利用者の立場で考え適切な居宅介護支援に努める。

基本方針

“ ふれあい と やすらぎ ”

- ・ 安心で快適な生活が送れるよう常に利用者の立場で考え行動します。
- ・ 家族・地域とともに歩み、より多くの人から信頼される施設をめざします。
- ・ 職員としての専門知識を学び、理解し、向上心をもって取り組みます。

2022年4月1日
社会福祉法人はばたきの里
理事長 藤田 加都子

事業所方針

『利用者、地域から信頼される事業所を目指し、支援専門員としての資質向上を図る』

- ① 介護支援専門員は、要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して支援をする。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援する。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に支援する。
- ④ 市町村が規定する地域包括支援センター、他の指定介護支援事業者、指定介護予防事業者、介護保険施設等との連携に努め、他職種協同を図る。

3. 事業所の所在地

広島市西区己斐上六丁目939-1

(特別養護老人ホーム第三いこいの園内)

4. 職員体制

職員体制は、以下のとおりとする。

管理者 1名 (介護支援専門員と兼務)

介護支援専門員 1名

5. 職員の資質向上

- ① 次のような外部研修への参加できる業務体制を整備し、質的向上を図る。
県・区の介護支援専門員の研修、市域連絡協議会が開催する研修
- ② 法人内で行われる内部研修等に積極的に参加し職員の資質向上を図る。
- ③ 定期的にサービスの評価を行い、職員が常に同じ目的意識を持ってサービス向上に努める。
- ④ 法人内の他部門との連携を密にし、利用者の状況、状態の把握に努める。
- ⑤ 個人情報等について、守秘義務の徹底を図る。

年 間 研 修 計 画

4月	西区自主勉強会	10月	西区自主勉強会 医療と介護の連携会議
5月	〃	11月	〃
6月	〃 包括事例検討会	12月	〃 包括事例検討会
7月	〃 広島市域介護支援事業者 協議会	1月	〃 認定調査員現任研修
8月	〃	2月	〃 医療と介護の連携会議
9月	〃 包括事例検討会	3月	〃 包括事例検討会

6. 利用者に関して

- ① 新規利用者は、訪問及び事前面談で身体状況、日常生活等を確認し、契約書、重要事項説明書、居宅サービス計画等の説明を行い、支援の内容について書面等により同意を得る。又、居宅サービス計画等の変更についても書面等により説明を行い同意を得る。
- ② サービス担当者会議を開催する事で、居宅サービス計画の作成・見直しを状態に応じて行うと共に、利用者・家族及びサービス事業者と共通した利用者情報をもって統一したサービスの提供ができるよう努める。
- ③ 毎月の訪問と月1回のモニタリングにより、利用者・家族のニーズを適切に把握するよう努め、他のサービス事業者と連携を図る。
- ④ 自立に向けた心身機能の維持・向上を図り、在宅において日常生活を営む上での生活を支援し、生活の質の向上を図れるよう計画する。
- ⑤ 要支援者に関しては、介護予防事業者に必要な情報を提供し、連携を図る。
- ⑥ 利用者の支援経過記録を作成し、状態の変化により適切にサービス提供の見直しが行えるよう努める。
- ⑦ 個々の介護支援内容について毎月の予定・実績管理を行い適切な支援が行えるよう努める。
- ⑧ 利用者に緊急事態等が生じたときは、速やかに家族、関係医療機関等に連絡する等の措置を講ずる。

7. 居宅介護支援の業務

- ① 居宅介護支援の業務内容は、次のとおりとする。
 - ・ 居宅サービス利用者の更新、区分変更に伴う援助。
 - ・ 居宅サービス計画の作成・更新。
 - ・ サービス提供票及び利用票の作成・変更。
 - ・ 利用者宅への毎月の訪問と毎月のモニタリングの実施。
 - ・ 地域包括支援センターと協働した介護予防計画の作成。
 - ・ 居宅サービス事業者等その他の者との連絡調整。
 - ・ 介護保険施設利用等その他の便宜の提供。
 - ・ 介護保険制度の周知及び情報開示。
 - ・ サービス担当者会議の開催及び事業者への照会。
 - ・ 居宅介護支援に関する記録の作成。
 - ・ 住宅改修に伴う書面の作成。
- ② 広島市の委託事業として、以下の業務を行う。
 - ・ 訪問調査（更新）代行、新規に関しては、保険者が実施する。

8. 苦情に関して

- ① 事業運営に関わる利用者、家族、地域住民等から苦情が上がらないよう務める。
- ② 苦情処理に関しては、苦情受付担当者のサービス提供責任者が迅速に対応し処理要綱の定めるところにより対処する。
- ③ 社会性・客観性を確保した苦情解決を図る為、理事・職員以外の苦情受付窓口として第三者委員を任命し、必要に応じ第三者委員会を開催する。

9. 事業の実施地域

通常事業の実施地域は、広島市西区及びその周辺地域とする。

10. 介護報酬

①介護報酬見込み（介護予防を含む）

	介護報酬見込み		
	R3 年度当初	R3 年度見込み	R4 年度当初見込み
月間の介護報酬	1,172,000 円	962,000 円	900,000 円
年間の介護報酬	14,073,000 円	11,561,000 円	10,879,000 円
利用延べ人数	1,080人	1,000人	1,000人